

## 請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和3年11月5日 第25号
件 名	消費税率5%への引き下げとインボイス制度中止を 求める請願
請 願 者	文京区千石二丁目1番12号 消費税をなくす文京の会 代表 田 中 繁
紹 介 議 員	板 倉 美 千 代
請 願 の 要 旨	次 頁 の と お り
付 託 委 員 会	総 務 区 民 委 員 会

## 請願理由

総選挙を前にした10月、財務省官僚が雑誌に異例の寄稿を行い、消費税減税を否定しました。消費税が社会保障制度維持の「切り札」だといいますが、社会保障はこの間削られ続けています。コロナ禍が病床や保健所の削減による影響を浮き彫りにする中、国会では75歳以上の高齢者の医療費窓口負担を2倍にする法案が強行されました。消費税をいくら上げても社会保障はよくなっていません。

世界62の国と地域が、消費税に相当する付加価値税等の減税へと踏み出し、また、大企業や富裕層への課税強化も始まっています。日本でも、くらしと営業を守るために、低所得者ほど負担が重くなる消費税率を5%に引き下げ、憲法に基づき「生活費には課税しない」「能力に応じて負担する」という税制に転換し、不公平税制を正すことが急務です。

こうした中で、2023年10月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が実施されようとしていますが、仕入れや経費に含まれる消費税を価格や単価に転嫁できなければ、事業者だけでなく、ベンチャーやフリーランスなど広範な国民に被害を及ぼすものです。

また、シルバー人材センターで働く約70万人の会員にも影響が及びます。会員はセンターから業務を委託される個人事業主です。インボイス導入後、センターが消費税納税で仕入れ税額控除をするには会員が発行したインボイスが必要です。平均年収40数万円の会員が課税業者になって消費税を負担させられることになりかねません。全会員が課税業者になることは困難なため、報酬から消費税分が引かれるようになる可能性があります。

インボイス制度の中止はもちろん、コロナ禍で納税困難な業者には消費税を減免することこそ必要です。

以上の趣旨により、次のことを請願します。

## 請願事項

- 1 消費税率を5%に引き下げること。
- 2 インボイス制度は中止すること。